

第 89 号議案

芦屋市立体育館・青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市立体育館・青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 27 年 11 月 30 日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

体育館・青少年センターの改修に伴い、施設使用料等を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市立体育館・青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市立体育館・青少年センターの設置及び管理に関する条例（昭和47年芦屋市条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1 体育館・青少年センター使用料金表 1 専用使用の表中「種目」を「室名」に改め、同表多目的室(2)の項の次に次のように加える。

多目的室 (3)	2,000	2,000	2,000	3,400
----------	-------	-------	-------	-------

別表第1 体育館・青少年センター使用料金表 1 専用使用の表中団体会議室の項及び第3 研修室（和室）の項を削り、同表中

「

料理室	1,800	1,800	1,800	2,500
-----	-------	-------	-------	-------

」

を

「

多目的研修室	800	800	800	1,500
--------	-----	-----	-----	-------

」

に改める。

別表第2 を次のように改める。

別表第2（第10条の2 関係）

附属設備等使用料金表

品名	単位	使用料金
アリーナ放送設備	一式	円 1,000
アリーナ空調設備	一式	700
調理台	1台	500

更衣ロッカー	1台	100
物品ロッカー(大)	1台	2,000
物品ロッカー(小)	1台	1,000

備考

- 1 アリーナ放送設備は1日1回をもつて1単位とする。
- 2 アリーナ空調設備は30分をもつて1単位とする。
- 3 競技場の半面のアリーナ空調設備を使用する場合の使用料金は半額とする。
- 4 アリーナ空調設備の使用時間が30分未満であるとき、又は使用時間に30分未満の端数を生じたときは、30分とする。
- 5 調理台は1使用区分をもつて1単位とする。
- 6 更衣ロッカーは1日1回をもつて1単位とする。
- 7 物品ロッカー(大)及び物品ロッカー(小)は1月をもつて1単位とする。

附 則

この条例は、公布の日から起算して120日を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

参 照

芦屋市立体育館・青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

体育館・青少年センターの改修に伴い、施設使用料等を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

- (1) 体育館・青少年センターに多目的室(3)を新設し、使用料を次のとおり定める。

(別表第1関係)

区分 室名	午前	午後		夜間
	午前9時～ 午前11時50分	正午～ 午後2時50分	午後3時～ 午後5時50分	午後6時～ 午後8時50分
多目的室(3)	2,000円	2,000円	2,000円	3,400円

- (2) 団体会議室及び第3研修室(和室)を廃止する。(別表第1関係)

- (3) 料理室を多目的研修室に用途変更し、使用料を次のとおり定める。

(別表第1関係)

(太字は改正案, ()内は現行)

区分 室名	午前	午後		夜間
	午前9時～ 午前11時50分	正午～ 午後2時50分	午後3時～ 午後5時50分	午後6時～ 午後8時50分
多目的研修室 (料理室)	800円 (1,800円)	800円 (1,800円)	800円 (1,800円)	1,500円 (2,500円)

- (4) 附属設備等を新設し、使用料を次のとおり定める。(別表第2関係)

品名	単位	使用料金
アリーナ空調設備	一式	700円
調理台	1台	500円

※ アリーナ空調設備は30分をもって1単位とする。

※ 競技場の半面のアリーナ空調設備を使用する場合の使用料金は半額とする。

- ※ アリーナ空調設備の使用時間が30分未満であるとき，又は使用時間に30分未満の端数を生じたときは，30分とする。
- ※ 調理台は1使用区分をもって1単位とする。

(5) その他規定の整理

3 施行期日

公布の日から起算して120日を超えない範囲内において規則で定める日